

千葉県国民健康保険運営方針 構成案

(※現時点での構成案であり、今後変更となる場合があります。)

平成 28 年 月 日作成

1 方針の策定（総論）

(1) 策定の目的

(2) 根拠規定

(3) 対象期間（ガイドライン P10）

各種計画の改訂周期等を踏まえ、H30年度から6年間とする。

- ・千葉県保健医療計画（H23～29年度）6年
- ・千葉県における健康福祉の取組みと医療費の見通しに関する計画（H25～29年度）6年
- ・千葉県高齢者保健福祉計画（H27～29年度）3年
- ・健康ちば21（H25～34年度）

2 運営方針（各論）

(1) 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し

① 医療費の動向と将来の見通し（ガイドライン P13）

医療費の動向や市町村ごとの保険料水準、財政状況の現況などのほか、将来の国民保険財政の見通しについても記載する。

ア 医療費の動向等

- ・年齢構成
- ・所得状況
- ・収納率の状況
- ・一般会計繰入の状況
- ・全年齢階層の一人当たり医療費
- ・診療種別医療費や疾病分類別医療費の特徴
- ・高額医療費の状況 など

イ 将来の見通し

- ・ガイドライン P14①から⑦記載の統計等を推計の参考とするほか、次期医療費適正化計画における医療費の推計方法を参考とする。

② 財政収支の改善に係る基本的な考え方と取組等（ガイドライン P14）

国保財政を安定的に運営していくためには、国民健康保険特別会計の収支が均衡していることが重要。

県の国保特別会計においては、市町村の財政状況などをよく見極めた上で、バランスよく財政運営を行っていく必要がある。

市町村においては、引き続き、国保財政の健全化を図るべく実効性のある取組を行うものとする。

③ 財政安定化基金の運用（ガイドライン P17）

「特別な事情」の基本的な考え方、交付額の算定の考え方、激変緩和への活用の考え方、交付を行った場合の補填の考え方等を記載。

※ 今後、国から示される政省令等を参考に記載を検討。

④ PDCA サイクルの実施（ガイドライン P18）

県による指導・助言のあり方も含め、国保運営方針に基づき実施する事業の継続的な改善に向けた PDCA サイクルを循環させるための基本的な取組方針について定める。

（2）市町村における保険料の標準的な算定方法

① 現状の把握（ガイドライン P19）

- ・ 保険料算定方式
- ・ 応能割と応益割の割合
- ・ 所得割・資産割・均等割・平等割の賦課割合
- ・ 賦課限度額の設定状況 など

② 標準的な保険料算定方式（ガイドライン P19）

保険料算定方式、応益割と応能割の割合、医療費水準をどの程度反映するか（ α の設定）などについて定める。

③ 標準的な収納率（ガイドライン P20）

各市町村の収納率の実態を踏まえた実現可能な水準とし、保険者規模別や市町村別などにより設定。

※ 保険者規模ごとの値を複数年度にわたり用いることや、毎年度異なる値を用いることも想定されることから、具体的な標準的な収納率は別途定めることも考えられる。

（3）市町村における保険料の徴収の適正な実施

① 現状の把握（ガイドライン P21）

- ・ 普通徴収と特別徴収の実施割合
- ・ 収納率（現年度分・過年度分）の推移
- ・ 口座振替率や徴収アドバイザーの派遣・指導の実施等の収納対策の取組状況
- ・ 滞納世帯数・割合、短期被保険者証や資格証明書の交付世帯数・割合の推移
- ・ 滞納処分の実施状況（差押えの件数・金額・割合等） など

② 収納対策（ガイドライン P22）

各市町村における収納率を向上させる観点から、目標収納率を定める。

収納率が低く、収納不足が生じている市町村による収納不足要因分析（滞納状況、口座振替率、人員体制等）及び対策を踏まえ、地域の実情を把握の上、収納対策の強化に資する取組を定める。

（４）市町村における保険給付の適正な実施

① 現状の把握（ガイドライン P23）

- ・レセプト点検の実施状況
- ・レセプト点検の効果率や効果額
- ・第三者求償の実施状況 など

② 保険給付の適正な実施に関する取組（ガイドライン P26）

- ・療養費の支給の適正化に資する取組を定める。
- ・レセプト点検の充実強化に資する取組を定める。
- ・第三者求償事務の取組強化に資する取組を定める。
- ・保険者間調整の普及・促進に資する取組を定める。
- ・高額療養費の多数回該当の取扱いに関する事項を定める。

※ 各市町村の保険給付の適正な実施に関する現状や保険者努力支援制度の指標等を踏まえ、取組内容の記載の充実を検討。

（５）医療費の適正化の取組

① 現状の把握（ガイドライン P28）

- ・特定検診・特定保健指導の実施状況
- ・後発医薬品の使用状況
- ・後発医薬品差額通知の実施状況
- ・重複受診、頻回受診、重複投薬への訪問指導の実施状況
- ・糖尿病性腎症の重症化予防事業の実施状況
- ・保険者努力支援制度において定められる指標

<保険者努力支援制度 指標の候補>

- ・特定検診・特定保健指導の実施率、メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率
- ・特定検診・特定保健指導に加えて他の検診の実施や検診結果等に基づく受診勧奨等の取組の実施状況
- ・糖尿病の重症化予防の取組の実施状況
- ・広く加入者に対して行う予防・健康づくりの取組の実施状況
- ・加入者の適正受診・適正服薬を促す取組の実施状況
- ・後発医薬品の使用促進に関する取組の実施状況
- ・収納率向上に関する取組の実施状況

- ・医療費の分析等に関する取組の実施状況
- ・給付の適正化に関する取組の実施状況
- ・地域包括ケアの推進に関する取組の実施状況
- ・第三者求償の取組の実施状況

② 医療費の適正化に向けた取組（ガイドライン P28）

取組の進んでいる市町村の好事例の横展開等、医療費適正化対策の充実強化に資する取組を定める。

※ 各市町村の医療費適正化の取組に関する現状や保険者努力支援制度の指標等を踏まえ、取組内容の記載の充実を検討。

③ 医療費適正化計画との関係（ガイドライン P29）

医療費適正化計画に定められた取組の内容との整合性を図り、その内容のうち保険者として取り組む内容を記載。

（6）市町村が担う事業の広域的及び効率的な運営の推進（ガイドライン P30）

市町村が担う事務の共通化、収納対策や医療費適正化対策の共同実施、職員に対する研修会の実施等の取組を定める。

※ アンケートなどを参考としつつ、保険者努力支援制度の指標や費用対効果を踏まえ、検討。

（7）保健医療サービス・福祉サービスに関する施策その他の関係施策との連携（ガイドライン P31）

地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の重要性に留意し、保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策等との連携に関する事項を記載。

（8）その他（必要な事項）（ガイドライン P33）

連携会議の開催、収納対策や医療費適正化対策、保健事業に関する研修会の実施など、関係市町村相互間の連絡・調整を行うための措置を定める。